### 津山海災だより

2015.8 第3号



津山藩主松平斉孝肖像画 (個人蔵)

には葵紋入りの刀掛も見えます。 像画です。剃髪して腰に刀を差して座り、 これは、津山藩主松平家第7代・斉孝の肖

康乂が父の跡を継いだのですが、文化2年キーセッ 主・康哉の三男として生まれました。兄の 藩主となります。 (1805) に急死したため、18歳で急きょ 斉孝は、天明8年(1788)第5代藩

迎えることで実現しました。また彼は、松平 に51歳でこの世を去りました。 または「酔笑斎」と称し、天保9年(1838 居後は国元津山に帰り、剃髪して「越後入道 家督を譲り隠居できた人物です。 4歳での隠 家の津山藩主として初めて、成人した嫡子に 川家斉の子息・銀之助(後の斉民)を養子に 松平家の10万石復帰です。これは、将軍・徳 26年に及ぶ彼の治世で特筆すべきことは

貴重な資料です ない津山藩主の中では極めて稀な例であり 細は不明ですが、肖像画がほとんど残ってい 来を記した箱書なども無く、作成目的など詳 あることがわかります。作者の落款や賛、由 肖像画を見ると、隠居・剃髪後の晩年の姿で 斉孝の略歴を把握したうえで、改めてこの

### 部会通信

### 自然風土・考古部会

### 古代部会

(部会長: 狩野委員、副部会長: 今津委員) 当部会では、郷土博物館〇Bである湊氏に おたに執筆者に加わっていただき、3人の体 制になりました。この体制で古代編の内容お よび執筆の分担などを協議しています。秋に よび執筆の分担などを協議しています。秋に は美作国の古代官道や、その周辺にあった美 作国の重要な施設の遺跡などを調査する予定 です。

### 中世部会

### ▼近世部会

(部会長:定兼委員、副部会長:在間委員) 年度明けの4月に部会を開き、今までの 経過と新年度の計画を確認した後、近世の 女性史を研究している妻鹿氏から、津山藩 女性のがある。 女性ののができる調査・研究報

ました。 5月から7月にかけては、郷土博物館がら、近世資料編に掲載すべき候補の選別から、近世資料編に掲載すべき候補の選別がら、近世資料編に掲載すべき候補の選別

資料の調査も随時進めてまいります。まる予定です。これに並行して、個人所蔵度中には大まかな内容構成や執筆分担が決度中には大まかな内容構成や執筆分担が決

ます。

決して、

より良い近現代編にしたいと思い



近世部会での愛山文書選別会の様子 (5月23日)

### ◆ 近現代部会

(部会長: 在間委員、副部会長: 香山委員) 7月5日に今年度第1回の部会を開きました。まず、今年度中に資料編掲載候補の一次選定を行い、以後数次の選定を経て平成31年3月刊行を目指すと確認しました。 事録の調査状況が報告されました。また、 大米・勝北民俗資料館保存資料を9・10月 に調査することにしました。 他にも課題は山積みですが、一つずつ解

### 民俗部会 (部会長:前原委員、副部会長:安倉氏)

調査や、 進んでいます。 議しました。 法を確認し、今後の調査計画等について協 新たに執筆者として参加する方々と調査方 民話の調査では、 今年度はこれまでに部会を2回開催し 民具の目録作成・写真撮影なども 市内各所を回っての聴き取り 図書館や小学校などで

きながら進めています。 民話を語られている方々のご協力をいただ 中央公民館などで調査をしました。 勝北公民館、 成名公民館、 今年度は佐良山公 高野公民

※各部会の執筆者として、新たに左の 方々が加わりましたので、ご紹介し

做称略

### 自然風土・考古

岡田 澤田 秀実 くらしき作陽大学准教授 岡山大学准教授 元岡山県教委職員

岡本

哲夫 幸雄

俊紀

元津山市教委職員 元津山市教委職員 元総社市教委職員 元岡山県教委職員

尾上 行田 安川 米田 裕美 豊史 県古代吉備文化財センター参事 県古代吉備文化財センター主任 県古代吉備文化財センター総括主幹 県古代吉備文化財センター総括主幹 元津山市教委職員 元津山市教委職員

〇民

猪原 千恵 岡山空襲展示室勤

深見かづみ

森川奈津美

政田民俗資料館勤務 蒜山郷土博物館勤務

哲夫 元津山市教委職員

湊

民話の聴き取り調査の様子

古古

代

忍

県古代吉備文化財センター主任 県古代吉備文化財センター主任

### 『津山市史研究』

新しい市史の発刊に先がけて、調査・研究内容の発表 や編さん事業の広報を行なうため、『津山市史研究』 を創 刊しました。年1回発行予定ですので、今後もご期待く ださい。

創刊号:1冊800円

- ・安倉清博「『民具』への視点と展望 -津山市所有民具の現状と市史への活用-
- ・森元辰昭「津山地域の金次郎像・ 報徳運動の研究(その1)」
- 「近世後期津山藩の簗をめぐる領主と領民」
- 森俊弘「宇喜多直家の新出書状 -祝山城をめぐる攻防戦の関連史料-

5月31日 5月23日 7月5日 7月4日 6月28日 6月27日 6月19日 4月25日 4月18日 7月24日 7月20日 7月18日 第1回近世部会 第1回考古部会 第2回民俗部会 近世玉置家文書選別会 第4回考古部会 第1回近現代部会 第3回考古部会 第1回古代部会 近世矢吹家文書選別会 第1回民俗部会 第2回考古部会 近世愛山文書選別会

編さん事業の経過(平成27年4月~)

# 姿の見えない津山藩主

小

島

徹

像や肖像画・写真などで容貌がわ 残り、 松平斉孝・松平斉民(確堂)です。 だけです。その3人とは、森忠政 かるのは、 は4代、松平家では9代、合計13 書などに掲載されて誰もが顔をよ 人の藩主がいますが、そのうち木 の場合はどうでしょうか?森家で く知っていたりします。津山藩主 には、 江戸時代に各地を治めた大名家 有名な人物であれば、教科 歴代の肖像画や木像などが 現時点でわずかに3人



森忠政木像

像が確認できないのは不思議なこ く作用しているかもしれません にわたって藩主の座にあり、 けれども、 津山を離れてしまったことが大き 森家の場合、 2代長継は40年の長期 4代で改易となり 彼の

ことと、それに伴って領地の石高

合、

幼少で亡くなる藩主が続いた

も確認できません。松平家の場

ませんし、その後何代もの藩主像

せん。それでも、せめて初代の宣

たことが影響しているかもしれま が少なく、極めて財政が厳しかっ

※注記した資料以外は全て個人蔵

とです。



松平斉孝肖像画

なぜか松平光長の画像は見当たり 肖像画は伝わっているのですが 祖先である結城秀康と松平忠直の 松平家には、 津山拝領前の家の

ん。

松平確堂肖像写真

のです。 単に過去の人物だからというだけ でなく、 はありません。津山藩主の多くは、 ながらそう簡単に解明できそうに かりですが、この謎は深く、残念 何らかの発見があることを祈るば 今後の調査研究の進展によって 本当にその姿が見えない

ですが、 しょうか 富だけは肖像画を作りそうなもの 確認できないのはなぜで

訳ではありませんが、今のところ 藩主像の滅失記録を確認できませ 山藩主の場合、調査し尽している 何らかの記録が残るはずです。津 所が火災に遭って焼失したとか われた場合には、たとえば保管場 たのかもしれません。ただし、失 もしかすると何かの事情で失われ ている可能性もあるでしょうし られていないどこかに、まだ眠っ かったとは限りません。誰にも知 からと言って、何も作成されな もちろん、現状で確認できない



松平忠直肖像画



結城秀康肖像画

松 平									森				家
9	8	7	6	5	4	3	2	初	4	3	2	初	代
慶倫	斉民	斉孝	康义	康哉	長孝	長熈	浅五郎	宣富	長成	長武	長継	忠政	名
未確認	肖像写真	肖像画	未確認	木像	像								

### 研究ノート

# 「いわゆる城下町」と

### 1 12 18

城下町研究には長い蓄積があり、そる。例えば、吉川弘文館『国史大事典』の城下町の項目では、「城下町とは城館を核とし、ある程度の武士、商工業館を核とし、ある程度の武士、商工業額、それに寺社で構成された非農業的要素の濃い集落と定義できる。」とされている。この定義は良くできており、れている。この定義は良くできており、れている。この定義は良くできており、おいる。

同じ意味ではないのである。同じ意味ではないのである。

現在の城下町という言葉が何を意味である。「いわゆる「城下町」という言い回この「いわゆる城下町」という言い回この「いわゆる城下町」という言い回この「いわゆる城下町」という言い回こが表現しているのは、近世の言葉でいえば「城下」であることが指摘されており、「いわゆる「城下町」という言葉が何を意味を論文の中で使用されている(小林

「私の城下町」と書いた人もある。 した言葉の意味の相違を認めた上で、 をれでも、城下町という言葉は学術語 であるとして定義されたのが、前記の 定義の例であった。城下町の概念やそ 定義の例であった。城下町の概念やそ であるとして定義されたのが、前記の であるとして定義されたのが、前記の であるとしてはそれぞれに考えもあ り、研究者によっては、やや控えめに

少の違和感を感じざるを得ない。なった意味で用いられることには、多いられている用語と同じ言葉が、異きる。ただ、近世資料の中で実際に用きる。ただ、近世資料の中で実際に用きる。ただ、近世資料の中で実際に用

語について、改めて確認しておきたい。 と細なことであるが、「いわゆる城 とで、ここでは、基礎的な作業として、 とで、ここでは、基礎的な作業として、 にがの歴史叙述では、こうした言葉の とのの歴史叙述では、こうした言葉の は、こで、ここでは、基礎的な作業として、 にで、ここでは、基礎的な作業として、 にがのを対してが、「いわゆる城 とその内部区分に にが、ここでは、基礎的な作業として、 にがのを対して、 にいわゆる域 との内部区分に にいわゆる域 との内部区分に にいわゆる域 との内部区分に にいわゆる域 との内部区分に

ては厳密には区別していない。の名称など、城下町を含む熟語に関しいの名称など、城下町を含む熟語に関しいの名称など、城下町を含む熟語に関しいの名称など、城下町という言葉の相違を明なお、城下町という言葉の相違を明

## 2 城下町絵図と城下絵図

「いわゆる城下町」の研究には、城「いわゆる城下町会図が欠かせない。津山でも数多下町絵図が、彩色が施された状態の良い門絵図は、彩色が施された実保八年津山藩松平家で作成された享保八年津山藩松平家で作成されたすと、研を図は、彩色が施された状態の良いで、江戸時代中頃の津山の様子を絵図で、江戸時代中頃の津山の様子を会図で、江戸時代中頃の津山の様子をおいる。

載から、この絵図の製作者あるいは使 付と、「津山御城下惣絵図」という名 城下町」を描いた絵図として「津山城 記されていないため、津山の「いわゆる ている。これは、絵図そのものに名称が 例に従って「津山城下町絵図」 る。藩の作事所が公文書として用 用者が「御作事所」であることが分か 称が記されている。そして、同様の記 享保七年(一七二二)八月十五日の日 ぼ同じ絵図も残されている。これには 下町絵図」と名付けられたのであろう。 いた絵図だということである。 下町絵図」と近い時期に製作されたほ この絵図を、津山郷土博物館では慣 津山郷土博物館には、この「津山城 一と称し

残念ながら、津山藩の城下町絵図資城下」「惣」てであるということになる。な城下町」を当時の言葉で言えば、「御いた絵図であるが、それは、「いわゆいた絵図であるが、それは、「いわゆいた絵図であるが、それは、「いわゆいた絵図であるが、それは、「いわゆいた絵図であるが、それは、「油御城下は、「惣」であるということが知いた。

## 城下町」の区分と「城下町」3 町奉行日記に見る「いわゆる

認しておきたい。
に取りながら、江戸時代の津山におけに取りながら、江戸時代の津山におけに取りながら、江戸時代の津山におけに取りながら、江戸時代の津山におけ

### (御) 城下」

「城下」というのは、「いわゆる城下町」全体を地理的な場所としては、町人となる。身分的な言葉としては、町人となる。身分的な言葉としては、町人とになって用いられることが多いが、地になって用いられることが多いが、地になって用いられることが多いが、地になって用いられることが多いが、地になって用いられることが多いが、地域下」というのは、「いわゆる城

た在方、そして城下の寺院がその対 たまっにとの指示に関連した表現である。また、「町在之外御城下寺院」と る。また、「町在之外御城下寺院」と いう場合には、触書などにおいて、町かり場合には、触書などにおいて、町分を掃除する際に、町分を掃除するようにとの指示に関連した表現である。また、「町在之外御城下寺院」という場合には、触書などにおいて、町いり場合には、触書などにおいて、町かと在方、そして城下の寺院がその対方と在方、そして城下の寺院がその対方と在方、そして城下の寺院がその対方と在方、そして城下の寺院がその対方と在方、そして城下の寺院がその対方と在方、そして城下の寺院がその対方と在方、そして城下の寺院がその対方とではない。

は全く近づくことができない。えば、追い払われた罪人は、都市部にまた、「御城下一里四方追払」とい

る「家中」には含まれていない。これ と並列で表現されるように、 もあるが、「内山下御家中町方」など なみに、「内山下」は家臣の居住区で の町全体を指していることになる。ち 区である内山下と武家地を含み、津山 ら考えて、「御城下」は、 た実際の「若殿様」の宮参りの道筋か 之事」となっている。その後実施され 奉行が廻るようにとの指示である。そ る内山下を始めとして「御城下」を町 御城下町奉行相廻候様被仰出町方者勿 そうした中で、「火用為御示内山下始 して、町奉行であるから「町方者勿論 論之事」とあり、津山城の堀の内であ に火の元の用心が命じられているが、 「若殿様」の宮参りを前にして、城下 天明六年 (一七八六) 十一月十二日、 堀の内である「内山下」は当然城 重臣の居住 後に触れ

> らと思われる。 内であるという意識が混在しているかには三之丸に通じる冠木門の内側が城内であるという意識と、一方で、狭義

内部は省略されているのである。
ており、「津山御城下惣絵図」などの
「いわゆる城下町」絵図では、「内山下」
までは詳細に描かれるが、冠木門から
までは詳細に描かれるが、冠木門から

### (御)家中

象である事を示している。

ま「家中」と表現されているのである る地域も、町奉行日記の中ではそのま になる。このような家中が居住してい は、「御家中并足軽中間」ということ に広く藩の関係者を表現するときに や中間は含まれない。そのため、さら 臣ということになる。この時に、足軽 総て家中と称されている。そのため の区別であり、町人や農民に対しては を指している。津山藩松平家の場合、 おり、津山では、津山藩松平家の家臣 は大名家の家臣であることを意味して る。この「家中」という言葉は、本来 下に大役人・小役人・坊主などがある 小従人組以上の格式の家であり、その いわゆる武士として士格に属するのは す場合には、「(御) 家中」が用いられ ただ、この士格の区別は、家中の中で 一御家中坊主以上」と言えば総ての家 近来今西行と申もの御家中をも致徘 享和二年 (一八〇二) 五月十五日の 城下において家臣全体や武家地を指

意味している。ある武家屋敷地を徘徊していることをある武家屋敷地を徘徊していることをしている胡散な者が、家臣の居住区で個候由」というのは、「今西行」と称

町奉行の業務からして多く見られる 表現が、「御家中并町方」である。家 表現が、「御家中并町方」である。家 として繋がっている以上無関係では済 として繋がっている以上無関係では済 をして繋がっている以上無関係では済 すである関貫の管理が、武家地に設置 りである関貫の管理が、武家地に設置 りである関貫の管理が、武家地に設置 りである関貫の管理が、武家地に設置 りである関貫の管理が、武家地に設置

一また、先に見たように、足軽中間はまた、先に見たように、足軽中間はまた、先に見たように、足軽中間はまた、先に見たように、足軽中間はまた、先に見たように、足軽中間はまた、先に見たように、足軽中間はまた、先に見たように、足軽中間はまた、先に見たように、足軽中間はまた、先に見たように、足軽中間はまた、先に見たように、足軽中間はまた、先に見たように、足軽中間はまた、先に見たように、足軽中間はまた、先に見たように、足軽中間はまた、先に見たように、足軽中間はまた。

だったり、あるいは郡代や町奉行の担告やや変則的な使われ方をする。治安をか、「御家中林田ノ上之町迄廻候様るが、「御家中林田ノ上之町迄廻候様るが、「御家中林田ノ上之町迄廻候様の上之町は、町人町のような町ではない。武家地と寺社地区と在方が混在する地域の地名である。村としては、上之町に当たる。すなわち、居住者や関係村に当たる。すなわち、居住者や関係がったり、あるいは郡代や町奉行の担合が、「御家中林田ノ上之町さぬの上之町は、町人町のよって、大目付や寺社取次の上のであるが、「御家中林田ノ上之町といったり、あるいは郡代や町奉行の担

ノ上之町」が表示されているのである。中」に加えて念を入れるために「林田虫となる地域である。そのため、「御家

### 「町方」と「城下町」

下町」について考えてみたい。
関しては詳細な説明も不要であろう。
関しては詳細な説明も不要であろう。

「城下町」という言葉について考える前に、そもそも、江戸時代の津山で、れていたのか、という点を明らかにしれていたのか、という点を明らかにしま際に「城下町」という言葉が用いらておきたい。

可能であることは否定できない。 いずれも「津山城下町」と読むことも 来なのであろうから当然である。ただ、 すれば、「城下」の「町」が言葉の由 町惣人別相改候」という具合である。 たり、「美作国松平越後守津山城下、 津山城下、町各三拾三町人別覚」であっ て読んでも読めなくはない。「美作国 ある。例えば、「美作国津山城下町各 であり、しかも、読み方によっては「城 例は、必ずしも多いとは言えない状況 合は、「城下」と「町」を区切りとし 守津山城下町惣人別相改候」という場 三拾三町人別覚」や「美作国松平越後 下」の「町」と読めなくもない場合が 町奉行日記における「城下町」の用 「城下町」の本来の意味から

読めないであろう。町内のひとつである「弐丁目」としか節」云々の用法では、「御城下町」の節」云々の用法では、「御城下町」のり、一、寛政九年(一七九七)四月しかし、寛政九年(一七九七)四月

享和二年(一八〇二)五月晦日、「三浦志摩守殿城下町神代屋小兵衛忰好五郎」が津山城下京町の田原屋に逗留すの記事があるが、そこでは「三浦志摩の記事があるが、そこでは「三浦志摩の記事があるが、そこでは「三浦志摩の記事があるが、そこでは「三浦志摩の記事があるが、そこでは「三浦志摩の記事があるが、そこでは「三浦志摩の記事があるが、そこでは「三浦志摩の記事がある。とあり、「城下町」が時間の町人町を含む言葉として用いられている。少なくとも、当時の言葉として「城下町」が用いられていたことは明らかである。

味で用いられていると判断できる。 味で用いられていると判断できる。 味で用いられていると判断できる。 味で用いられていると判断できる。 味で用いられていると判断できる。 味で用いられていると判断できる。

諡であるとしている。
さ求九年(一七八○)正月二日、登安永九年(一七八○)正月二日、登で、自らの担当である「城下町」が静で、自らの担当である「城下町」が静い。

天明七年 (一七八七) 六月十三日

米価の騰貴から全国的に米屋の打ち壊となどが頻発する中で、津山の町も不は当な風聞が出回るようになっていた穏端な風聞が出回るようになっていた緑が、藩による救済措置により、「当時が様子を報告するのであるが、ここでは、「城下町」の「人気」が問題となっている。これは、町人たちの生活の場である「城下町」の世情の報告が求められているのである。

### おわりに

号)。「いわゆる城下町」の類型に関わ 津山の事例に当てはめることはできな 明しを研究した成果は、そのままでは 知っている目明しなどでも、江戸の目 山郷土博物館だより 性格が異なるが、 も多いだろう。「城下町」 別には地域によって異なっている事例 できる。大枠では同じであっても、個 を勤める商人がいた。 素の濃い津山の「城下町」 には津山の有り様があり、 る町人町の「内町」・「外町」も、 作人」が居住しており、 「いわゆる城下町」を構成する要素 (拙稿「津山城下町の目明し」『津 地域によって様々に考えることが 例えば、 津博』 」には多くの の事例とは 誰でも良く 町作庄屋 非農業的要 第70 津山

津山御城下惣絵図 (津山郷土博物館蔵)



# 美作学講座のごあんない





第1回の会場の様子

○第3回:

10 月 24 日 (土) 「吉井川の筏」 前岡山県立記録資料館館長

○第4回:12月5日  $\pm$ 「津山松平藩の武家女性について」

会場は美作大学 前岡山地方史研究会会長 妻鹿 淳子 氏

◇いずれも、

時間は午後1時30分~3時、

事前申込は不要。

しています。 各ページでも紹介のとおり、 新しい津山市史編さんを目指した調査が進展する中で、 執筆者による研究もいよいよ本格化

の行方―」と題して講演され、3月に創刊された『市史研究』に 教委の森俊弘氏が「美作祝山城をめぐる攻防―草苅・宇喜多戦争 執筆者4名を講師として開催することになりました。 が、今年度は「津山市史関連研究から」というテーマで、 講座」という市民の生涯学習のための企画を毎年開催しています その第1回が、6月13日に美作大学にて開かれました。 津山市教委(生涯学習課)では、 美作大学との共催で「美作学 真庭市 市史の

をお待ちしています。 残り3回の予定は、 左記のとおりです。多数の皆さまのご聴講 寄稿された最新の研究成果をわかりやすく紹介されました。

熱心に聴き入っていました。

10人の聴講者は、

○第2回:8月29日(土) 「津山の城下町と町作」

郷土博物館館長 尾 島

治

在間 宣久 氏

津山市史だより 発行:平成27年8月1日 編集:津山市史編さん室 第3号

〒708-0022 岡山県津山市山下92 津山郷土博物館内

TEL: 0868-22-5820 Eメール: tsu-haku@tvt.ne.jp